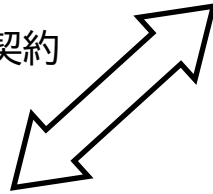


小浜市ふるさと就職奨励金 申請手順

建設業、製造業、運輸業・郵便業

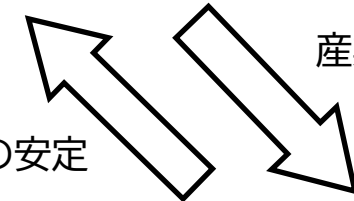
(市内に事業所を有し、雇用保険制度に加入している事業所に限る)

就職・雇用契約



雇用の安定

産業の活性化



対象者

【新規学卒者】

市内に住所を有する方で、中学校、高等学校または大学等を卒業し、卒業した日から起算して1年以内に、対象企業へ就職した方(35歳未満に限る)

【Uターン者】

小浜市出身で、次のいずれかに該当する35歳未満の方

- ①市に転入し、転入後1年以内に新たに対象企業に就職した方。
- ②新たに対象企業に就職し、就職後1月以内に市に転入した方。

【Iターン者】

小浜市外の出身で、次のいずれかに該当する35歳未満の方

- ①市に転入し、転入後1年以内に新たに対象企業に就職した方。
- ②新たに対象企業に就職し、就職後1月以内に市に転入した方。

※対象企業

建設業、製造業、運輸業・郵便業(郵便局の事業を除く)

当該年度

①認定申請

【就職後、原則1か月以内に提出】

②受給資格認定

12カ月経過後

③交付申請

【交付基準日の経過後に提出】

④交付決定通知

⑤交付請求

⑥奨励金交付

小浜市

【奨励金】

1人当たり **6万円** (本人に一括交付)

【交付基準日】

就職から12か月経過後の最初の月末

例) 就職日が4/1の場合、交付基準日は翌年の4/30

【要件】

- ①正規労働者として雇用された者
- ②雇用保険の被保険者
- ③市税を滞納していない者
- ④過去に就職奨励金を受給していない者
- ⑤就職日において35歳未満
- ⑥交付基準日に、市内に住所を有する者
- ⑦就職してから1年間継続して就業していること